# 会　議　録

## 【事業番号１６　配食サービス費　】

１　会議名　　平成 29 年度第４回市民行政評価委員会
２　日　時　　平成 29 年 10 月４日（水）午後２時 50 分～３時 20 分
３　場　所　　議会第３委員会室
４　出席者
（１）市民行政評価委員会委員
　　岡田委員長、村田委員、山崎委員、寺田委員、大家委員
　　喜成委員、西山委員、藤田委員、安田委員
（２）事業担当課（長寿福祉課）
　　細井課長、生田主任主事
（３）事　務　局（行政経営課）
　　津田課長、松本課長補佐、島崎係長、古谷主査

５　審議内容

評価委員　：　1 食あたりの利用者負担が 500 円、市の負担は 150 円という金額は、他の自治体の例や事業者の利益という点からみて適切と考えているか。（事前質問）

事業担当課　：　利用者負担額の中核市平均は 420 円、委託料の中核市平均は 321 円であり、金沢市は他の中核市に比べて、利用者負担が高く、委託料が安い傾向にある。他の中核市と比べれば、事業者が有利とは言えない状況である。

評 価 委 員　：　介護保険事業の対象とならない高齢者向けの事業という理解で良いか。（事前質問）

事業担当課　：　介護保険制度で要介護認定を受けているか等は関係なく、65 歳以上の方で要綱の対象者の要件に当てはまれば利用できる。

評 価 委 員　：　利用申出書の「利用者の状況」部分についての統計データはあるか。（事前質問）

事業担当課　：　「利用者の状況」のうち、「生活」の項目については、ひとり暮らしの方が 55%、老夫婦の世帯が 30%、日中高齢者のみ世帯等が 15%である。その他の項目については、申出書に記入させているが統計データはない。

評 価 委 員　：　二次評価の「介護施策における本事業の今後のあり方を検討する」とは、具体的にどのような趣旨か。（事前質問）

事　務　局　：　本事業は、本市では介護保険制度の中の「地域支援事業」として、

事業を実施している。地域支援事業は、地域の実情に応じて市町村で実施事業を決定することができるが、一定の基準により事業費に上限があることから、どの様な事業にいくら使うのが最も効果的か、地域支援事業全体の中で最適化に努める必要がある。本事業は、見守りの観点から実施しているものであるが、事業費が高齢化の進展に伴い増加していることや、国が配食事業に求める栄養管理の視点も含め、持続可能な介護保険制度の構築に向けて、本事業の今後のあり方を今一度検討して欲しいという意図である。

評 価 委 員　：　食事内容の満足度調査はしているか。また、利用者の声を事業に反映しているか。（事前質問）

事業担当課　：　市から利用者に対して、書面でのアンケートは行っていないが、各配食事業者が配食を開始する際に、食事の希望を確認している。また、事業者の中には、利用者に対して食事量や味付け、好みなどのアンケートを行っているところもある。加えて、市に利用者からの要望があった場合は市から事業者に伝え、できる限りの対応をお願いしている。

評 価 委 員　：　金沢市高齢者等配食サービス事業実施要綱第３条の「これに準ずる世帯」とは、どのような世帯なのか。また、その世帯の利用実績はどうか。（事前質問）

事業担当課　：　「これに準ずる世帯」とは、日中、高齢者のみとなる世帯や、子は同居しているが子に障害があるなど、見守りができない世帯等である。日中、高齢者のみの世帯は、サービス対象者全体の 11％で、子は同居しているが障害がある等で見守りができない世帯等は４％である。

評 価 委 員　：　高齢者に対する補助は他にもあり、配食への補助は必要なのか。補助なしの 650 円でも必要な方は利用する。（事前質問）

事業担当課　：　配食サービスは、高齢者向けのバランスの良い食事の提供を通じて、高齢者の見守りを行う事業である。サービス対象者への見守りの必要性については、申請書に基づき、市及び地域包括支援センターが判断している。各事業者が利用者に一食一食手渡しし、安否確認を行っており、必要なサービスであると考えている。

評 価 委 員　：　１日１食のみか。または朝食、昼食、夕食のいずれか１回か。（事前質問）

事業担当課　：　利用者の希望により、週７日、昼食、夕食を利用できる。１週間あたり 14 食まで選択できるが、朝食の提供は行っていない。

評 価 委 員　：　管轄部署が異なると思うが、ひとり親家庭への配食はできないか。（事前質問）

事業担当課　：　長寿福祉課としては回答が難しい。ひとり親世帯等においては、母親が多忙であるとの理由は理解できるが、食事を作らないことで親子の繋がりの希薄化を助長することなども考えられることから、十分な検討が必要と考える。

評 価 委 員　：　高齢者だけの世帯というだけでは対象にならないのか。

事業担当課　：　食事の調理ができない人という条件も併せて満たさないと対象とならない。

評 価 委 員　：　この事業を長期間行っているが、利用者負担額はずっと同じなのか。また、高齢者の方たちへのサービスの周知はどの様にしているか。

事業担当課　：　当初はデイサービスの一部として配食していた。その時は 150 円の負担はなかったと思われる。その後、国が配食サービスは大切であるということで、事業を整理し、負担額を決めた。また、周知方法だが、地域包括支援センターや民生委員の方に「すこやか長寿」という冊子を配り、冊子の中に制度について記載されている。また、ケアマネージャーが高齢者宅を訪問したときに、この方には配食が必要だと判断した時に勧めている。

評 価 委 員　：　配食の手渡しを間違いなく行っているか。その結果、体調などの違和感があったというような事例はあるか。

事業担当課　：　手渡しは必須条件として事業者に厳しく指導し、事業者は利用者から受領印等を貰って市に提出している。事例については、昨年度は救急車搬送９件、死亡３件、不在等を含め、その他が 129 件あった。

評 価 委 員　：　件数の分母は 285,556 件で合っているか。

事業担当課　：　合っている。

評 価 委 員　：　平成６年から安否確認をしていたのか。

事業担当課　：　その当時から食事の提供、安否確認を行っているように思う。

評 価 委 員　：　ヘルパーや包括支援センターの見守りと当事業のすみ分けは。

事業担当課　：　ホームヘルプサービスには家事援助と身体介護の２通りがある。家事援助を利用している方は、希望すればその援助の中で食事準備もできるので、当事業の配食サービスは利用されないと思う。また、身体介護を利用されている方は重度の方なので、配食サービスを利用しないことが多いと思われる。その点からすみ分けはされていると思う。その他、民生委員の見守り活動や市の緊急通

報装置等があるが、まずは利用者がどの制度を選択するかによる。

評 価 委 員　：　実利用者数が 1,000 人とあるが少ないように思える。配食サービスを必要とする方の情報を掴むことを考えないといけないのではないか。

事業担当課　：　ご意見を参考にしたい。

評 価 委 員　：　国の補助は入っているか。

事業担当課　：　補助事業については介護保険特別会計で行っている。4,200 万円のうち市の持ち出しは 19.5%、他は国や県などの介護保険の枠組みの中で支払われている。

評 価 委 員　：　二次評価の「対象の重点化」とはどういう趣旨か。

事　務　局　：　この事業の財源は介護保険料で、利用者が増えれば保険料も上がっていくことになる。一定のサービスを維持するためには、業者の費用の負担や民間の持ち出しをお願いしなければならない。どんな形で事業を継続して続けていくか検証が必要なことから、内容見直しとした。

評 価 委 員　：　生活保護を受給している人の割合は把握しているか。

事業担当課　：　把握していない。

評 価 委 員　：　今後、把握はするか。

事業担当課　：　生活保護を受けているからといって、サービス利用への影響はないので調査をするつもりはない。